

○福岡都市圏南部環境事業組合施設管理規則

〔平成27年8月26日〕
規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合(以下「組合」という。)の施設の管理について必要な事項を定めることにより、施設における秩序の保持及び施設の保全を図り、もって公務の円滑かつ適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で「施設」とは、別表に掲げる施設及びこれらに付属する設備並びに敷地をいう。

(総括責任者)

第3条 事務局長は、施設の管理に関する事務について、総括責任者として、これを総括する。

2 総括責任者は、必要があるときは、次条第1項に定める施設管理責任者が行使すべき権限を自ら行使し、又は指定する職員に命じて行使させることができる。

(施設管理責任者)

第4条 総括責任者の事務を補助するための施設管理責任者は、別表に掲げる施設ごとに同表に掲げる者をもって充てる。

2 施設管理責任者は、施設の使用の規制、秩序の維持並びに災害及び盗難防止に当たるものとする。

(施設への出入り等)

第5条 施設管理責任者は、施設管理上必要と認めるときは、施設へ出入りし、及び施設内を通行する者に対し、その氏名、出入り及び通行の目的その他施設管理責任者が必要と認める事項を明らかにするよう求めることができる。

2 施設管理責任者は、施設管理上必要と認めるときは、施設又は施設内で施設管理責任者が指定する区域への立入りを禁止し、又は制限することができる。

(許可行為)

第6条 施設内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者はあらかじめ施設管理責任者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をしようとするとき。
- (2) 文書、図画その他の印刷物を配布し、又は散布しようとするとき。
- (3) はり紙、掲示板、たて看板、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン等を掲示又は掲揚しようとするとき。
- (4) 多数集合して施設に入ろうとするとき。
- (5) 組合の機関以外の者が集会又はこれに類する行為をしようとするとき。
- (6) テントその他の諸施設を設けようとするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設管理責任者が必要と認めるとき。

2 施設管理責任者は、前項の許可をする場合は、管理上必要な条件を付し、又は指示することができる。

(禁止行為)

第7条 施設管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、施設における秩序を保持するため必要があるときは、その行為を禁止し、又は施設から退去を命ずることができる。

- (1) 職員に面会又は金品の寄附を強要する者
- (2) 危険物を施設に持ち込む者又は持ち込もうとする者
- (3) 示威又はけん騒にわたる行為をする者
- (4) 施設内における居すわりその他施設内における通行を著しく妨げる行為をする者
- (5) 施設及び物件等を損壊し、又は損壊しようとする者
- (6) 施設において、職員の正常な公務の執行の妨げとなる行為をする者
- (7) 前条の許可を受けず、又は許可の条件に反し、若しくは施設管理責任者の指示に従わない者
- (8) 第5条第2項の規定により施設管理責任者が立入りを禁止し、又は制限した施設で施設管理責任者が指定する区域へ立ち入ること。
- (9) その他施設の管理上不相当と認められる行為をする者

(違反行為に対する措置)

第8条 総括責任者及び施設管理責任者（以下「施設管理責任者等」という。）は、次に掲げる者に対し、施設等への出入りを禁止し、許可を取り消し、又は違反事項の是正、行為の禁止、施設等からの退去若しくは物件の撤去を命じることができる。

- (1) 第5条第1項の規定による求めに応じず氏名、出入り及び通行の目的その他施設管理責任者等が必要と認める事項を明らかにしない者
 - (2) 前条の規定に違反した者又は違反するおそれのあることが明らかである者
- 2 施設管理責任者は、前項の規定による命令に従わない者がある場合においても、実力を行使してはならない。ただし、物件を撤去する場合及び生命、身体又は財産に対する急迫の侵害若しくは危険を防止する場合であって、必要最小限度のものを行使するとき、この限りでない。

(火気の使用)

第9条 施設管理責任者は、火気を直接使用する設備及び器具の種類、使用場所、使用期間等を定めるものとし、これらのもの以外については、施設において火気の使用は禁止する。

(職員の協力義務)

第10条 職員は、施設を常に良好な状態において使用するとともに、施設の管理について施設管理責任者等に協力し、その指示に従わなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、施設管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 4 条関係）

施設	施設管理責任者	管理の範囲
中間処理施設	総務課長	管理棟
	当該施設担当課長の職にある者	管理棟を除く中間処理施設
最終処分場	当該施設担当課長の職にある者	最終処分場